

奈良県歴史的建造物委員会の構成委員

アドバイザー		後藤 治	工学院大学
アドバイザー		長谷見 雄二	早稲田大学
委員長		米村 博昭	一般社団法人 奈良県建築士会会長
副委員長		中尾 七隆	一般社団法人 奈良県建築士会副会長
副委員長		伏見 康司	一般社団法人 奈良県建築士会 住まいまちづくり委員会委員長
副委員長		紀本 澄男	奈良ヘリテージ支援センター代表世話人
副委員長		審査会委員	当該事案の現地審査会
委員	意匠	藤田 盟児	奈良女子大学教授
		増井 正哉	京都大学教授
	構造	瀧野 敦夫	奈良女子大学
	防火・避難	安井 昇	桜設計集団
		北後 明彦	神戸大学都市安全研究センター
オブザーバー	消防	予防課担当者	現地関係者（所轄消防署）
	教育	文化財担当者	現地関係者（教育委員会文化財部門）
	行政	関係条例担当者	現地関係者（関係課担当者）
	行政	関係条例担当者	現地関係者（関係課担当者）
運営委員	意匠	建築士	奈良県建築士会ヘリテージマネージャー
		建築士	奈良県建築士会ヘリテージマネージャー
		建築士	奈良県建築士会ヘリテージマネージャー
		建築士	奈良県建築士会ヘリテージマネージャー
	構造	建築士	奈良県建築士会限界耐力計算経験者
		建築士	奈良県建築士会限界耐力計算経験者
	防火・避難	建築士	奈良県建築士会ヘリテージマネージャー
		建築士	奈良県建築士会ヘリテージマネージャー

一般社団法人奈良県建築士会 奈良県歴史的建造物委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 一般社団法人奈良県建築士会(以下、「本会」という。)は、歴史的建造物に価値を見出し、調査及び活用方法の提案等を行うことにより次に掲げる目標を達成し、もって地域に貢献することを目的に奈良県建築士会内に奈良県歴史的建造物委員会を設置する。

(1) 奈良県内の重要伝統的建造物群保存地区及びその他歴史的景観に関する条例等に規定される地区内等の歴史的建造物を官民協働で修理及び修景するとともにそれらの創造的活用を図ることにより、歴史的建造物により地域活性化に寄与すること

(2) 伝統的工法に携わる職人が、地域で安定した活動ができ、かつ、技術が継承できる仕組みを整備することにより、誇りを持って意欲的に業務に関わることができる環境を整備すること

(所掌事務)

第2条 奈良県歴史的建造物委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び作成を行う。

(1) 国土交通省住宅局建築指導課長の技術的助言(平成26年4月1日付け、国住指第1号)に基づき地方公共団体が定める建築審査会の同意のための基準案の作成

(2) 個別事案における、同技術的助言に基づいて地方公共団体が定めた建築審査会の同意のための適合性の審査

(3) 第1号及び前号に定める事項に係る運用

(4) その他歴史的建造物の保全及び活用促進に関すること

(組織等)

第3条 奈良県歴史的建造物委員会は、次に掲げる委員15名以内で組織する。

(1) 奈良県建築士会会長

(2) 奈良県建築士会住まいまちづくり委員会委員

(3) 歴史的建造物の意匠、構造及び防火避難等に関する専門家

(4) 当該事案を管轄する審査会の委員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は奈良県歴史的建造物委員会の目的を達成するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 奈良県歴史的建造物委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、奈良県建築士会会長が指名し、会務を総理し、奈良県歴史的建造物委員会を代表する。

3 副委員長は4名以内とし、委員長が指名する。

4 副委員長は委員長を補佐し、第2条各号に掲げる事務を分担して所掌する。また、委員長に事故があるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。

(委員の選定)

第6条 委員は委員長が指名する。

2 委員長は、個別事案の内容を勘案し、委員の解任または選任することができる。

(会議)

第7条 奈良県歴史的建造物委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(アドバイザー)

第8条 委員長は、第1条に定める目的を達成するため、学識経験者に依頼し、奈良県歴史的建造物委員会にアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバー)

第9条 委員長は、調査審議のために必要があると認めるときは、オブザーバーとして関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第10条 委員、アドバイザー及びオブザーバーに対して、委員長が別に定めるところにより謝金を支払うことができる。

(旅費)

第11条 委員、アドバイザー及びオブザーバーがその職務を行うために必要となった旅費等については、本会旅費規定に基づき支給することができる。

(運営委員会の設置)

第12条 委員長は、奈良県歴史的建造物委員会から付託された事項の検討、同委員会のための資料収集、整理及び作成等のために必要があると認めるときは、奈良県歴史的建造物委員会に運営委員会を設けることができる。

2 運営委員の運営については一般社団法人奈良県建築士会定款運営規則に準ずる。

(会議の公開)

第13条 会議は、原則として公開しない。ただし、会議に出席した委員、アドバイザー及びオブザーバー全員が同意した場合は、公開できる。

(庶務)

第14条 奈良県歴史的建造物委員会(運営委員会を含む。)の庶務は、本会事務局において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、奈良県歴史的建造物委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は平成31年3月19日から施行する。